

よくわかる

介護給付費
適正化パンフレット

住宅改修



介護保険サービス よく知って 正しく使いましょう



福山市

介護保険の住宅改修とは…

介護が必要になったときに安心して自宅で暮らすことができるよう、住宅の改修にかかる費用を支給する制度です。住み慣れた自宅で安心して暮らすために、上手に利用しましょう。

Q 誰でも申請すれば対象になりますか？

いいえ、介護保険の住宅改修は、**要支援1・2**または**要介護1～5**の認定を受けている方が対象となります。
ただし、認定を受けている方でも、入院中または施設に入所している場合は対象となりません。

Q 家を新築したり増築をしたときでも利用できますか？

介護保険で利用できるのは、**現在生活している住宅を改修するときだけ**です。

新築や増築の場合などは対象となりません。

また、住民票に記載された住所地以外の住宅の改修は対象となりません。



Q 指定の施工業者がありますか？

いいえ、介護保険の住宅改修では、**施工業者の指定はありません**。ご自身で**複数の施工業者に見積もりを依頼し**比較検討してみましょう。そのうえで、納得いく施工業者を選びましょう。

Q いくらまで支給されますか？

対象となる工事費（**上限額20万円**）のうち、9割～7割を支給します。残りの**1割～3割は自己負担**です。

（一旦工事費の全額を施工業者へ支払い、申請により後から対象額の9割～7割が支給されます。）

※要介護度が3段階以上上がった場合は、これまでの支給額にかかわらず、改めて20万円までの工事費が支給対象となります。

〔1割負担の方の場合〕

（例1）工事費が18万円かかったら…

【支給額】16万2千円（18万円の9割）

【自己負担】1万8千円（18万円の1割）

※ かかった工事費が20万円に満たないので、残り2万円分は、また利用することができます。

（例2）工事費が20万円以上かかったら…

【支給額】18万円（20万円の9割）

【自己負担】2万円（20万円の1割）と20万円を超えた額

Q 一度に全ての改修工事をしなければ、支給の対象になりませんか？

合わせて20万円以内の工事であれば、工事を数回に分けて行っても、その都度、支給の対象になります。

ただし、正当な理由がない限り、同一箇所への同一工事は支給の対象になりません。

利用する方の状態に応じた住宅改修となるよう、工事をする前に、家族やケアマネジャー、施工業者などによく相談しましょう。



Q 工事が終わってからも、手続きできますか？

いいえ、**着工後や完成後に、手続きを始めることはできません**。

介護保険の住宅改修は、市に『事前届出書』を提出した後で着工し、完了後に、市に『支給申請書』を提出することになります。（詳しくは、裏面の住宅改修手続をご覧ください。）

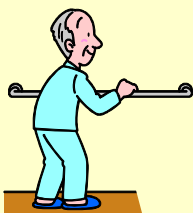
介護保険の対象になる住宅改修は・・・

次の①～⑥が対象工事です。住宅改修とは、工事を伴うものをいい、据え置くだけのものは対象となりません。利用される方にとって必要で、状態維持や改善となる工事かどうか、よく検討しましょう。

《対象工事》

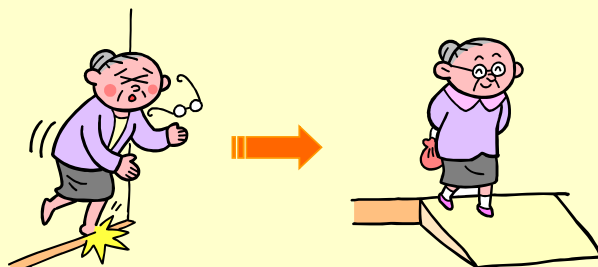
① 手すりの取付け

転倒を防止したり移動するときの補助として、廊下、トイレ、浴室、玄関などに手すりを取り付ける工事です。



② 段差の解消

廊下と部屋の段差や、トイレ、浴室、玄関の上がり口、玄関から道路へ出るまでの通路などの段差をなくすために、敷居を低くしたり、スロープを設置（固定）するなどの工事です。



③ 滑りにくい床材など通路面の材料の変更

浴室の床材を滑りにくいものに変えたり、部屋を畳からフローリングなどに変更する工事です。

⑤ 和式便器から洋式便器などへの取替え

和式便器から洋式便器に取り替える工事などが対象です。既存の便器の向きなどを変更する工事も対象です。

洋式便器への取替えには洗浄機能や暖房機能などが付加されている便器（便座の機能として一体となったもの）なども含みますが、次の場合は対象となりません。



【対象外の例】

- 和式便器に据え置き腰掛け便座を置く

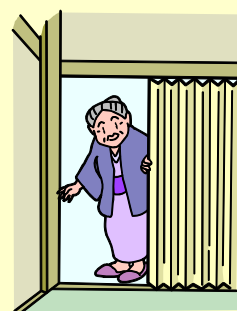
（⇒福祉用具購入費の支給対象です）



④ 扉・ドアノブなどの取替え

開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンへ取り替える工事などが対象です。

握力がないためドアノブが重くて扉が開けられないときなどのドアノブの変更や、扉を撤去するだけの工事も対象です。



⑥ ①～⑤の改修に伴って必要となる工事

- 手すりの取付けのための壁の下地補強など
- 浴室の床の段差解消に伴う給排水工事など
- 床材変更のための下地の補修、補強など
- 扉の取替えに伴う壁や柱の改修など

「住宅改修が必要かな？」と思ったら、まずは、あなたの担当のケアマネジャーとよく相談しましょう！

住宅改修の手続は・・・

工事の前

① ケアマネジャーと相談

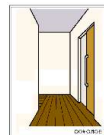
まずは担当のケアマネジャーに相談しましょう！

心身の状態や住居の状況に応じて必要な工事を把握してもらいましょう。
(事前申請にはケアマネジャー等の「住宅改修が必要な理由書」が必要になります。)

② 施工業者の決定・見積り依頼

複数の施工業者から見積もりを取り、比較検討してみましょう。
そのうえで、信頼できる業者を選びましょう。

(例)
着工前の写真



③ 市へ『事前届出書』を提出

着工前に、事前届に係る書類一式を市へ提出します。
【書類一式】住宅改修費事前届出書・住宅改修が必要な理由書・工事費見積書
着工前の写真(日付入り)・完成予定図・平面図 など

工事の実施

＜注意＞ ○着工後や完成後の事前届出書は受け付けできません。
○施工場所や材料を変更するとき(手すりの形状変更など)は、必ず市へ変更の届出が必要です。
○事前届出書に記載のない工事をしたときは、住宅改修費が支払われません。

工事の後

④ 工事費の支払い

工事完成后、施工業者に被保険者が工事費の全額を支払います。

⑤ 市へ『支給申請書』を提出

支給申請に係る書類一式を市へ提出します。
【書類一式】住宅改修費支給申請書・工事費内訳書
完成後の写真(日付入り)
領収証の原本(宛先に被保険者本人の姓名(フルネーム)が入ったもの)

(例)
完成後の写真



⑥ 住宅改修費の支給

市の審査後、対象となる工事費(上限額20万円)のうち、9割～7割が支給されます。
支給申請書に記載された口座(原則、被保険者本人の口座)に入金します。

住宅改修に関するお問い合わせは・・・

介護保険課

(084) 928-1166
FAX (084) 928-1732

住宅改修の手続は、介護保険課のほか、次の各支所保健福祉担当窓口でもできます。

松永保健福祉課

(084) 930-0410

神辺保健福祉課

(084) 962-5005

北部保健福祉課

(084) 976-8803

新市支所

(0847) 52-5515

東部保健福祉課

(084) 940-2572

沼隈支所

(084) 980-7704